

令和元年7月

〔文部科学省宛要望書〕

日本私立中学高等学校連合会
会長 吉田 晋

全国私立看護高等学校協会
会長 額賀修一

看護高等学校専攻科生徒への就学支援について（要望）

全国に看護高等学校は、92校（私立63校・公立29校）あり、そのうち、84校（私立58校・公立26校）で専攻科が設置されています。

看護高等学校は、看護師養成の制度上、高校衛生看護科は准看護師養成課程として、また、専攻科は看護師養成課程として位置付けられてきましたが、平成9年3月、当時の文部省の「高等学校における看護教育の充実・振興に関する調査研究会議報告」で、厚生省の「准看護師問題調査検討会の報告」等を踏まえ、「高等学校における看護教育の意義を十分に認識しつつ、社会の要請や衛生看護科生徒の進路状況を考え合わせ、衛生看護科は准看護師養成機関から看護婦養成機関へ移行することが今後の望ましい在り方と考える」とされ、平成14年4月からは、衛生看護科に2年間の専攻科を加えた5年一貫教育による看護師養成課程（看護師5年課程）が新たに創設され、従前からの衛生看護科（准看護師3年課程）＋看護専攻科（看護師2年課程）とともに、今日では我が国の看護教育の一翼を担っています。

現在、看護高校専攻科の卒業生の多くが、看護師として地域の医療機関や福祉施設へ就職することから、地域社会の高い評価と厚い信頼を得ており、政府が進める地方創生の取り組みの一つでもある若者の地元定着の促進に貢献するとともに、何よりも地域医療の担い手として活躍しています。

現在、国は、家庭の経済状況に拘わらず、学ぶ意欲のある全ての子供たちが進学できる社会を目指して、高等学校等就学支援金制度、専門学校生への学費負担軽減等を実現し、今年5月には、大学、短大、専門学校生を対象とした「大学等修学支援法」を成立させ、来年4月から新制度を開始することを決定しました。

そのような状況にも拘わらず、看護高校専攻科生は高校卒業生であることから高校就学支援金制度の対象外とされ、さらに大学等修学支援法の対象でもないという事になり、このままでは国による授業料負担の軽減や奨学金等の公的な就学支援が行われずに取り残されてしまいます。

つきましては、令和2年度政府予算の編成に当たり、より高度な医療知識と技術を日々学んでいる看護高校専攻科生に対して、公平な評価と看護高校専攻科が果たしてきた役割を十分ご理解いただき、就学支援の実現を強く要望いたします。

以上